

市長賞贈呈基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長賞の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 市長賞は、次に掲げるものに贈呈する。

(1) 公共団体等が主催または後援する次に掲げる行事において、当該主催団体が優秀と認めたもの

ア 本市における青少年の健全育成等に寄与する行事

イ 本市における学業・芸術・文化の振興，向上に寄与する行事

ウ 本市におけるスポーツの振興に寄与する行事

エ 本市における技術・技能の振興，向上に寄与する行事

オ その他市長が認める行事

(2) 市内の高等学校，高等専門学校，短期大学または大学が推薦する成績優秀な卒業見込みのもの

(3) 次に掲げる分野での功績が市民に明るさと希望を与えたと認められるもの

ア 奉仕活動

イ 学業・芸術・文化活動

ウ その他市長が認める分野

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもののいずれかに該当すると認められる場合には、市長賞の贈呈は行わない。

ア 営利または商業宣伝を目的とするもの

イ 政治活動に関するもの

ウ 宗教活動に関するもの

エ 公序良俗に反するもの

オ その他贈呈することが不相当と認められるもの

(申請)

第3条 前条第1項第1号の規定により、市長賞の贈呈を受けようとする者は、市長賞申請書により、贈呈希望日の60日前までに市長に申

請しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(承認)

第4条 市長は、前条の申請書等を審査し、適当と認められた場合は、市長賞を贈呈するものとする。

(贈呈内容)

第5条 市長賞は、カップ、楯、トロフィーその他の記念品とし、これに賞状を添えることができる。

附 則

この基準は、昭和42年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、昭和58年5月2日から適用する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。